

令和5年6月14日  
海事局安全政策課

## 国際海事機関（IMO）第107回海上安全委員会（MSC 107）の開催結果概要

令和5年5月31日から6月9日にかけて、国際海事機関（IMO）の第107回海上安全委員会（MSC 107）が開催されました。今次会合では、日本の提案により検討が進められていた船上揚貨装置や全閉囲型救命艇の安全性を向上させるための条約改正案が採択されたほか、自動運航船（MASS）の国際ルールの更なる検討等が行われました。

### 1. 条約等の改正案の採択

#### （1）船上揚貨装置の安全基準

船上揚貨装置（船上クレーン及びアンカーハンドリングウィンチ）の設計、製造、保守点検、検査等に関する安全基準を新たに設ける海上人命安全条約（SOLAS条約）附属書の改正案が採択されました。改正は2026年1月1日より発効する予定です。

これは、国内外で船上のクレーンの不具合に起因する事故が多発していたことから、2011年の第89回海上安全委員会（MSC 89）において、チリ、ニュージーランド、ノルウェー、韓国及び我が国の提案に基づき検討されていたものです。

#### （2）全閉囲型救命艇の換気基準

全閉囲型救命艇の換気装置の設置を義務づける国際救命設備コード（LSAコード）の改正案が採択されました。改正は、2026年1月1日より発効（適用は2029年1月1日）する予定です。

これは、船舶の事故時に退船に使用された救命艇において、息苦しさにより具合を悪くした乗組員がいた事例を踏まえ、2016年の第97回海上安全委員会（MSC 97）におけるバハマ及び我が国の提案に基づき検討されていたものです。

### 2. 自動運航船（MASS）の国際ルール策定に向けた検討

自動運航船の国際ルールについては、前回会合から、非義務的なルールの審議が開始され、航行セクションについては日本が主導して起草作業を行ってきました。

今次会合では、非義務的なルールの策定に向けて、自動運航船に特有の用語の定義や、自動化されるべき機能を含めた基本原則について詳細な審議が行われました。引き続き、会期間通信部会\*及び会期間作業部会にて検討が行われる予定です。

※メールベースで審議を行う作業部会

上記事項の詳細やその他の審議事項は別紙をご参照ください。

問い合わせ先

国土交通省海事局安全政策課 森、井原

TEL : 03-5253-8111（内線 43-561, 43-562）, 03-5253-8631（直通）



## 国際海事機関（IMO）第107回海上安全委員会

## （MSC 107）の主な結果概要

**1. 条約等の改正案の採択**

前回会合において承認されていた以下の条約等の改正案が採択されました。

**（1）船上揚貨装置の安全基準関係 【発効予定日：2026年1月1日】**

船上のクレーン（船上揚貨装置及びアンカーハンドリングウィンチ）の不具合に起因する事故を防ぐため、設計・製造、保守点検、検査等に関する規定を海上人命安全条約（SOLAS条約）附属書第II-1章に設ける改正です。

本件は、国内外で船上のクレーンの不具合に起因する事故が多発していたことを踏まえ、日本・チリ・ニュージーランド・ノルウェー・韓国が2011年の第89回海上安全委員会（MSC 89）において提案した内容を受けて検討されていたもので、改正の概要は以下のとおりです。併せて関連するガイドラインが策定されました。

**SOLAS条約改正案（第II-1章／新3-13規則案）の主な内容**

- ① 規則の適用関係
  - ・ハッチ・カバーの開閉を行う機械設備、救命設備等は適用除外
  - ・安全使用荷重（Safe Working Load：SWL）が1,000kg未満の船上揚貨装置については、主管庁の判断で設計要件等の適用を一部免除
- ② 設計等
- ③ 保守、点検等
- ④ 船上クレーンが故障で動作しない場合であっても、安全に航行することは可能であるため、寄港国の監督（PSC）により、港で当該船舶の出航を遅らせたりしないこと

**（2）全閉囲型救命艇の換気基準 【発効予定日：2026年1月1日】**

全閉囲型救命艇の換気要件（収容可能人数1人当たり5 m<sup>3</sup>/hの換気流量を24時間以上確保する手段を備えること）を定めるため、国際救命設備コード（LSAコード）の改正案が採択されました。適用は2029年1月1日とされています。

本件は、2013年にインド洋で起きた大型コンテナ船の事故の際、退船に使用された救命艇において息苦しさにより具合を悪くした乗組員がいた事例を踏まえ、日本・バハマが2016年の第97回海上安全委員会（MSC 97）において提案した内容を受けて検討されていたものです。併せて、救命設備の試験に関する改正勧告（決議MSC.81(70)）の改正案が採択されました。

(3) 電子傾斜計搭載の義務要件策定関係 【発効予定日：2026年1月1日】

コンテナ船における貨物落下や、貨物の液状化等によるばら積み貨物船の事故が発生していることを踏まえて、新たに3,000 GT以上の新造のコンテナ船及びバルクキャリアに船舶へ電子傾斜計の搭載を義務付けるためのSOLAS条約附属書第V章及び関連する証書の改正を行うものです。

(4) PFOS使用禁止関係 【発効予定日：2026年1月1日】

PFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸)を含む泡消火剤の使用を禁止するため、SOLAS条約附属書第II-2章、1994年高速船(HSC)コード及び2000年HSCコードの改正を行うものです。

また、規制対象物質をPFOS以外の物質に拡大することについて、その必要性も含めて、船舶設備小委員会(SSE)において設置されている会期間通信部会において検討を継続することが合意されました。

(5) その他の主な改正

- ・ 国際海上固体ばら積み貨物コード(IMSBCコード)の改正  
【発効予定日：2025年1月1日】
- ・ 1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約(STCW条約)附属書及びコードの改正(船員の証明書に関して電子証明書を導入)  
【発効予定日：2025年1月1日】
- ・ SOLAS条約附属書第XIV章及び極海コード(POLARコード)の改正(漁船等を新たに適用対象とさせるための改正) 【発効予定日：2026年1月1日】

## 2. 自動運航船(MASS)の国際ルール策定に向けた検討

ヒューマンエラーに起因する海難事故の減少や船員労働環境の改善を目指して、我が国を含め世界各国で自動運航船の開発が進められています。

昨年5月の第105回IMO海上安全委員会(MSC 105)では、自動運航船の国際ルール策定に向けて、将来的な義務化を見据えつつ、まず非義務的なものとしてルールを策定していくことが合意されました。同年10月の第106回IMO海上安全委員会(MSC 106)では、非義務的なルールの審議が開始され、骨子案に原則合意するとともに、会期間通信作業部会(CG)※において議論を進めていくことが合意されました。

また、複数の条約にまたがる共通課題の議論のために設置されていた第2回法律委員会(LEG)・簡易化委員会(FAL)との共同作業部会(JWG)が本年4月に開催されました。

今次会合では、CG及びJWGでの作業結果を踏まえ、非義務的なルールの策定に向けて、自動運航船に特有の用語の定義や、自動化されるべき機能を含めた基本原則について詳細な審議が行われました。また、CGを再設置するとともに、本年10月に会期間

作業部会（ISWG）を新たに設置することが合意され、引き続き詳細な検討が行われることとなりました。

このほか、第3回JWGを来年春に開催することが合意され、義務的なルールについては、採択を2025年から2026年に変更するものの、2028年を発効予定として維持することに合意しました。詳細は別添ロードマップをご覧ください。

※メールベースで審議を行う作業部会

### **3. 小委員会からの要請事項**

小委員会で審議され要請された事項について、主に以下が審議され、合意されました。

#### **（1）船舶設備小委員会（SSE）関係**

RORO旅客船<sup>\*</sup>の車両積載区域での火災事故が世界的に多発していたことを踏まえ、RORO旅客船の火災探知、消火、車両甲板の防火構造の改善等の安全措置を講じるためのSOLAS条約附属書第II-2章改正案及び火災安全設備のための国際コード（FSSコード）の改正案が承認されました。

改正案は、2026年1月1日の発効（既存船への適用は2028年1月1日）を念頭に、来年5月のMSC 108において採択のための審議が行われる予定です。

※乗用車などの多数の車両を水平方向に積卸しすることができるような構造を有する旅客船

#### **（2）航行安全・無線通信・捜索救助小委員会（NCSR）関係**

2024年1月1日に発効予定の全世界的な海上遭難・安全システム GMDSS（Global Maritime Distress and Safety System）近代化のための SOLAS 条約附属書改正・GMDSS 設備の性能基準改正について、関連の国際電気標準会議（IEC）試験規格が2024年1月1日には間に合わない見込みであることから、2024年1月1日以降新たに設置される以下の設備について、2028年1月1日までの間、現行の性能基準に基づいたものとするを許容するとの措置を講じる海上安全委員会回章が承認されました。

- ① VHF 無線設備
- ② MF・MF/HF 無線設備
- ③ インマルサットC船舶地球局

#### **（3）貨物運送小委員会（CGC）関係**

- ・LPGを燃料とする船舶の安全ガイドライン案が承認されました。
- ・ばら積み穀類に対する積みつけ条件を追加する国際穀類コード（International Grain Code）の改正案が承認されました。

#### 4. 新規作業計画の採択

新たにIMOで検討を行う作業として、主に、以下が合意されました。

- ・ 温室効果ガス（GHG）削減に向けたIMOの戦略目標達成のため、代替燃料や新技術を導入する上で必要となる安全規則の特定等を行うための作業（Safety regulatory frame work）
- ・ サイバーリスク管理ガイドライン（MSC-FAL. 1/Circ. 3/Rev. 2）の包括的な見直し
- ・ 船舶の航海・無線機器、システムのソフトウェア保守にかかるガイドライン策定
- ・ デッキ構造上のガードレールの設置のための要件に関する国際満載喫水線条約（LL条約）1988年議定書第25規則の改正
- ・ 救命艇等の保守・詳細検査・作動試験等に関する要件（決議 MSC. 402(96)）の改正
- ・ 固定式ガス消火装置によって保護される区域内に使用されるガスケットの材料にかかる要件の見直し（FSSコード改正）

以上

- 今後の作業に関するロードマップをMSC 105（2022年4月）に合意。
- 非義務的規則の策定に向け、MSC 106（2022年11月）から具体的な検討を実施中。

	MSC 105 22年4月	MSC 106 22年11月	MSC 107 23年前半	MSC 108 24年前半	MSC 109 24年後半	MSC 110 25年前半	MSC 111 26年前半	
自動運航船 (MASS) 規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 非強制のものから制定</li> </ul>	非義務的規則 検討開始			最終化	制定		
複数の条約にまた がる課題・テーマ*		検討開始				最終化	採択	発効は2028.1見込
用語 *①「船長」、「船員」、「責任を有する者」の 役割・責任、 ②遠隔操作所（監視含む）の要件、 ③遠隔操船者の役割・責任及び要件 等		検討開始						
会期間作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ CGの設置</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ CGの設置</li> <li>➤ 会期間作業部会の設置</li> </ul>	検討開始	検討継続	報告		
関連規則類の改正					<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 既存規則類の改正方法検討</li> </ul>	検討開始	最終化	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 3委員会合同WG設置検討 ・海上安全委員会 ・法律委員会 ・簡易化委員会 →設置に合意</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 小委員会の作業項目検討</li> </ul>			